

吉田町監査委員告示第7号

吉田町監査委員印を次のように改刻したので、吉田町監査委員公印規程（平成28年監委規則第1号）第5条及び吉田町公印規程（昭和51年吉田町規則第4号）第7条の規定により告示する。

平成28年6月28日

吉田町監査委員 伊藤 利勝



吉田町監査委員 遠藤 孝子



1 改刻後

(1) 印 影



(2) 用 途 一般事務用

(3) 開始年月日 平成28年7月1日

2 改刻前

(1) 印 影



(2) 用 途 一般事務用

(3) 廃止年月日 平成28年6月30日